

「岡谷市いじめ防止等のための基本方針」の改定について

【改定概要】

近年、児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷等、人権侵害の発生リスクが高まっていることから、岡谷市では、情報モラル教育の推進に努め、各学校においてインターネットの適正な利用についての教育を実践し、SNS 等によるネット上のいじめへの対応を行っている。

岡谷市いじめ防止等のための基本方針では、いじめ防止に対する取組等について記載しているが、近年、増加傾向にあるネット上のいじめへの対応について記載がない。

そこで、既に学校において取組んでいる「ネット上のいじめへの対応」について明記するため、本基本方針を改定する。

また、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」の改訂に併せて「不登校重大事態に係る調査の指針について(通知)」が廃止されたことから、本基本方針に記載されている当該指針に関する部分を削除する。

【改定内容】

1. 「はじめに」(P1)に以下の文章を追加

また、令和 6 年 10 月、学校における取組として、全国的に増加傾向となっているパソコンや携帯電話等による「ネット上のいじめへの対応」を追加します。

2. 「学校における取組」(P9)に以下の文章を追加

(4) ネット上のいじめへの対応

児童生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、インターネットの適正利用について、児童生徒が自ら考え、自ら行動するための取組を推進します。

3. 「重大事態への対処」(P9)の冒頭を以下のとおり改める

『いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成 29 年 3 月文部科学省)」、「不登校重大事態に係る調査の指針(平成 28 年 3 月文部科学省)」に基づき、適切に対応することが必要です。』

を

『いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和 6 年 8 月改訂 文部科学省)」に基づき、適切に対応することが必要です。』

に改める。